

福岡県社会福祉審議会資料

【運営資料】

	頁
1 審議会次第	1
2 委員名簿	2
3 配席表	4
4 福岡県社会福祉審議会規則	5
5 福岡県社会福祉審議会運営要領	7

期日 平成22年5月24日（月）
場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

福岡県

福岡県社会福祉審議会次第

平成22年5月24日（月）10：30～
福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

1 あいさつ

2 事務局職員の紹介

3 議事

（1）審議事項

平成23年度社会福祉施設等の整備方針について

（2）報告事項

福祉・介護人材育成事業促進事業の実施状況

（3）その他

福岡県社会福祉審議会委員名簿

任期：平成21年5月24日から平成24年5月23日まで

(平成22年5月23日現在) (順不同、敬称略)

分野別区分	氏 名	職名または所属団体名
県議会議員	壹岐和郎	福岡県議会議員(新社会推進商工委員会委員)
	井上忠敏	福岡県議会議員(厚生労働環境委員会委員)
	重野正敏	福岡県議会議員(厚生労働環境委員会委員)
	諏訪下勝造	福岡県議会議員(厚生労働環境委員会委員)
	田中久也	福岡県議会議員(厚生労働環境委員会委員)
	古川忠	福岡県議会議員(厚生労働環境委員会委員)
学識経験者	安部計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科准教授
	井浦蘭子	(社)福岡県青少年育成県民会議顧問
	稻村鈴代	福岡県弁護士会
	小田一恵	(社)福岡県社会福祉士会
	織田孝二	福岡県商工会議所連合会事務局長
	賀戸麻里子	(社)福岡県介護福祉士会副会長
	柿添勝義	福岡県警察本部生活安全部少年課少年健全育成室長
	金堂正芳	(財)福岡県身体障害者福祉協会理事長 ○
	木下幸子	福岡県地域婦人会連絡協議会会长
	小林征邦	福岡県町村会事務局長
	佐藤薰	(社)福岡県医師会理事
	杉原好則	西南女学院大学保健福祉学部福祉学科教授 ○
	立石公子	(社)福岡県手をつなぐ育成会理事
	中村政子	ふくおか“きずな”フェスティバル実行委員会委員長
	平田伸子	九州大学医学部保健学科教授
	増川郁子	福岡市立梅林中学校校長
	三浦裕正	九州大学大学院医学研究院整形外科准教授
	武藤和義	福岡県青少年万引防止連絡協議会
	山形紀子	(株)西日本新聞社総合メディア本部ウェブ企画室長
	山口由紀子	(社)福岡県精神障害者福祉会連合会理事
	山崎吉春	(社)福岡県老人クラブ連合会会长
社会福祉事業従事者	東武志	福岡県民生委員・児童委員協議会会长
	上村初美	福岡県保育所連盟保育士会会长
	大城美佐枝	福岡県民生委員・児童委員協議会副会長
	隈本英臣	(社福)福岡県社会福祉協議会常務理事
	眞鍋敬介	(社福)西日本新聞民生事業団理事兼事務局長
	西田稔夫	福岡県児童養護施設協議会会长
	原嘉伸	福岡県老人福祉施設協議会会长
	村岡伸也	(社)福岡県介護老人保健施設協会会长
計		35名

※ ○は委員長、○は副委員長

福岡県社会福祉審議会専門分科会委員名簿

(平成22年5月23日現在)

民生委員審査 専門分科会		障害者福祉 専門分科会		老人福祉 専門分科会		児童福祉 専門分科会		障害者福祉専門分科会 審査部会		児童福祉専門分科会 施設入所児童権利擁 護部会		児童福祉専門分科会 児童虐待事例等検証部 会	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
東 武志	○ 小田 一恵	賀戸 麻里子	○ 安部 計彦	重野 正敏	井浦 蘭子	○ 池田 俊彦(臨時)	○ 安部 計彦	○ 池田 俊彦(臨時)	○ 安部 計彦	稻村 鈴代	稻村 鈴代	西田 稔夫	西田 稔夫
井浦 蘭子	織田 孝二	○ 杉原 好則	○ 豊岐 和郎	○ 大城 政子	○ 中村 政子	○ 小森 常喜(〃)	○ 調 憲(〃)	○ 平田 伸子	○ 平田 伸子	○ 平田 伸子	○ 平田 伸子	○ 平田 伸子	○ 平田 伸子
井上 忠敏	○ 金堂 正芳	○ 隈本 英臣	○ 小林 征邦	○ 原 嘉伸	○ 村岡 伸也	○ 大城 美佐枝	○ 中川 尚志(〃)	○ 武藤 和義	○ 武藤 和義	○ 山下 洋(〃)	○ 山下 洋(〃)	○ 山下 洋(〃)	○ 山下 洋(〃)
○ 隈本 英臣	○ 佐藤 薫	○ 眞鍋 敬介	○ 立石 公子	○ 山形 紀子	○ 柿添 勝義	○ 林 純(〃)	○ 原 信之(〃)	○ 藤見 僕(〃)	○ 藤見 僕(〃)	○ 三浦 裕正	○ 平田 伸子	○ 平田 伸子	○ 平田 伸子
諏訪下 勝造	山崎 吉春	古川 忠	○ 山崎 吉春	田中 久也	○ 西田 稔夫	○ 西田 稔夫	○ 西田 稔夫	○ 福岡 真二(〃)	○ 福岡 真二(〃)	○ 増川 郁子	○ 増川 郁子	○ 三浦 裕正	○ 三浦 裕正
山崎 吉春	三浦 裕正	○ 古川 忠	○ 山崎 吉春	○ 田中 久也	○ 西田 稔夫	○ 西田 稔夫	○ 西田 稔夫	○ 藤見 僕(〃)	○ 藤見 僕(〃)	○ 8名	○ 8名	○ 12名	○ 6名
8名	11名	11名	8名	12名	12名	12名	12名	6名	6名	6名	6名	6名	6名

※氏名については、50音順
※○は専門分科会会長、○は専門分科会副会長

福岡県社会福祉審議会（全体会議）配席表

日時 平成22年5月24日（月）
場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

			杉原 委員長	金堂副委員長						
東 委員										諒訪下 委員
井浦 委員										立石 委員
壹岐 委員										中村 委員
稻村 委員										西田 委員
井上 委員										原 委員
上村 委員										平田 委員
小田 委員										古川 委員
織田 委員										増川 委員
柿添 委員										武藤 委員
賀戸 委員										村岡 委員
木下 委員										山形 委員
佐藤 委員										山口 委員
眞銅 委員										山崎 委員

出入口

出入口

傍聴者席

事務局

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

随行者席

(注) 委員の席順については、正面の左側から五十音順。

福岡県社会福祉審議会規則

(平成十二年福岡県規則第六十五号)

(趣旨)

第一条 福岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）及び社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(副委員長)

第二条 審議会に副委員長を置き、法第九条の委員（以下「委員」という。）のうちから互選する。

2 副委員長は、法第十条の委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第三条 法第八条第二項の規定により、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くものとする。

(任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、前条の特別の事項の調査審議に要する期間とする。

3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、法第八条第二項に規定する特別の事項を調査審議する場合には、前二項の適用について委員とみなす。

(専門分科会)

第六条 審議会に、法第十一条第一項（法第十二条第二項の規定により読み替える場合を含む。）の規定による民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会並びに法第十一条第二項の規定による老人福祉専門分科会、障害者福祉専門分科会（同条第一項の規定による身体障害者福祉専門分科会を兼ねる。）を置くものとする。

2 専門分科会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長を置き、その専門分科会に属する委員のうちから互選する。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができます。

7 前条第一項から第四項までの規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは、「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

- 第七条 障害者福祉専門分科会に、政令第三条第一項に規定する審査部会を置くものとする。
- 2 審査部会に審査部会長及び審査部会副会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員のうちから互選する。
- 3 第五条並びに前条第四項及び第五項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第五条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、前条第四項中「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と、「その専門分科会」とあるのは「審査部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「審査部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第八条 専門分科会は、特定の事項に関する調査審議のため、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、専門分科会長が指名する。
- 3 第五条及び第六条第三項から第六項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第五条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第六条第三項中「各専門分科会」とあるのは「各部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「その専門分科会」とあるのは「その部会」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、同条第四項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会」とあるのは「部会」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、同条第六項中「専門分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

- 第九条 審議会の庶務は、福祉労働部福祉総務課において処理する。

(補則)

- 第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、交付の日（平成十二年十二月六日）から施行する。

附 則

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県社会福祉審議会運営要領

(平成19年5月21日福岡県社会福祉審議会決定)

福岡県社会福祉審議会規則(平成12年福岡県規則第65号)第10条の規定に基づき、この要領を定める。

(会議の公開)

- 第1条** 福岡県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の会議は公開する。ただし、委員長は、会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができます。
- 一 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合
 - 二 事業情報(法人その他の団体に関する情報をいう。)に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
 - 三 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
 - 四 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
 - 五 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
 - 六 法令により会議を公開しないと認められている場合又は法令の定めるところにより公にすることのできない情報に関し審議等を行う場合
 - 七 会議を公開することにより、審議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(公開の方法等)

- 第2条** 審議会の会議の公開は、あらかじめ一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議の周知)

- 第3条** 審議会は、公開する会議の開催について、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により、次の事項をあらかじめ県民に周知するものとする。
- 一 会議の日時
 - 二 会議の場所
 - 三 議題(案)

(会議録等)

- 第4条 審議会は、公開とした会議の会議資料及び会議録は公開とする。
- 2 審議会は、非公開とした会議の会議資料及び会議録は非公開とする。ただし、この場合においては、委員長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
- 3 前二項において、公開することとされた会議資料及び会議録又は議事要旨は、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により公開するものとする。

(準用規定)

- 第5条 第1条から第4条までの規定は、専門分科会及び部会に準用する。この場合において、第1条、第3条及び第4条中「委員長」とあるのは、分科会にあっては「分科会会長」、部会にあっては「部会会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第6条 この要領の定めるほか、審議会、専門分科会又は部会の会議の公開に関する必要な事項は、それぞれ会長、分科会会長又は部会会長が定める。